

警務甲達第3号
平成14年2月28日

各部、課、所、隊、校、署長 殿

福井県警察本部長

警察本部長等による犯罪の被害者等に対する援助の実施に関する指針及び犯罪被害者等早期援助団体に関する規則の制定について

犯罪被害者等給付金支給法の一部を改正する法律（平成13年法律第30号）中警察本部長等の援助の措置に関する規定並びに犯罪被害者等早期援助団体に関する規定及び罰則が平成14年4月1日から施行されることに伴い、警察本部長等による犯罪の被害者等に対する援助の実施に関する指針（平成14年国家公安委員会告示第5号。別添1）及び犯罪被害者等早期援助団体に関する規則（平成14年国家公安委員会規則第1号。別添2）が、平成14年4月1日から施行されることとなった。

これらの制定の趣旨及び要点は、下記のとおりであるので、その内容の周知徹底を図るとともに、被害者対策の一層の推進に努められたい。

記

第1 警察本部長等による犯罪の被害者等に対する援助の実施に関する指針

1 趣旨

改正後の犯罪被害者等給付金の支給等に関する法律（昭和55年法律第36号。以下「法」という。）第22条第2項の規定に基づき、警察本部長等がとるべき援助の措置に関し、その適切かつ有効な実施を図るため必要な事項を定めるものである。

2 要点

(1) 基本的事項

全ての警察職員に対し、被害者援助における警察の役割を明確に認識させるとともに、各種施策の実施状況を正確に把握し、その効果を適正に評価することとする。

(2) 体制の整備に関する事項

ア 心理臨床家等の専門家による授業を組み込むことなど、教養の実施方針を定める。

イ 性犯罪等に対応する女性警察官や心理学等の知識を有する職員の配置を始め、被害者対策に従事する警察職員を十分確保することとする。

ウ 被害者等と直接接する警察職員のメンタルヘルズに配慮することとする。

(3) 被害者援助の実施に当たり留意すべき事項

ア 二次的被害の防止及び被害者等のプライバシー保護のため、捜査における精神的負担の軽減に留意するほか、事件の態様等に応じたきめ細かな対応を行うこととする。

イ 事件に関する広報を行うに当たっては、被害者等に対し、事前に必要な情報の提供を行うこととする。

第2 犯罪被害者等早期援助団体に関する規則

1 趣旨

法第23条第9項の規定に基づき、指定の手續その他犯罪被害者等早期援助団体に関し必要な事項を定めるものである。

2 要点

(1) 指定に関する事項

ア 指定の申請及び公示の手續

犯罪被害者等早期援助団体の指定を受けようとする法人が都道府県公安委員会（以下「公安委員会」という。）に提出しなければならない申請書の記載事項及び添付書類、公安委員会が指定をしたときに公示をしなければならない事項を定めた。（第1条及び第2条関係）

イ 指定の要件

犯罪被害者等早期援助団体の指定の要件として、人的及び経理的基礎を有していること、法第23条第2項第2号に掲げる業務（以下「相談業務」という。）、同項第3号に掲げる業務（以下「申請補助業務」という。）及び同項第4号に掲げる業務（以下「直接的支援業務」という。）（以下「相談業務等」という。）に関して知り得た情報を適切に管理するためなどに必要な措置が講じられていることなどを定めた。（第4条関係）

ウ 相談業務等に従事する者の要件

相談業務に従事する者、申請補助業務に従事する者及び直接的支援業務に従事する者（以下「犯罪被害相談員等」という。）のそれぞれの要件を定めた。（第5条関係）

(2) 犯罪被害者等早期援助団体の業務遂行に関する事項

ア 身分を示す証票

犯罪被害相談員等は、その業務に従事するに当たって、その身分を示す証票を携帯し、関係者から請求があったときは、これを提示しなければならないこととした。（第6条関係）

イ 情報提供

警視総監若しくは道府県警察本部長又は警察署長は、法第23条第4項の規定により犯罪被害者等早期援助団体に対し被害者等に関する情報を提供するときは、同条第2項第2号又は第4号に規定する事業の実施を統括管理する者又はその指定する者に対して行わなければならないこととした。（第7条関係）

(3) 公安委員会の監督に関する事項

ア 事業報告等

犯罪被害者等早期援助団体は、毎事業年度開始前に事業計画書及び収支予算書を、事業年度終了後3月以内に事業報告書及び収支決算書を、公安委員会に提出しなければならないこととし、公安委員会は、必要があると認めるときは、犯罪被害者等早期援助団体に対し、財政の状況又は事業の運営に関し報告又は資料の提出を求めることができることとした。（第8条関係）

イ 解任の勧告

公安委員会は、犯罪被害者等早期援助団体の役員又は職員が、職務上の義務に違反し、又はその職務を怠ったときなどに、犯罪被害者等早期援助団体に対し、その解任を勧告することができることとした。(第9条関係)

(4) 連絡及び配慮

犯罪被害者等早期援助団体は、その業務の運営について、都道府県警察と密接に連絡するものとするとともに、都道府県警察は、犯罪被害者等早期援助団体に対し、相談業務等の円滑な運営を図るため必要な知識又は技術の提供その他便宜の供与に関することについて、必要な配慮を加えることとした。(第13条関係)

(5) その他

(1)から(4)までのほか、所要の規定を整備した。